ホ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額

［削る］

ホ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額（ただし、当該額のうち同表第五号二の規定により算定した額が当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る額のうち福祉事務所を設置して児童扶養手当の支給に関する事務等を行うことに要する経費として次の算式により算定した額を超える場合には、当該算式により算定した額に同表第五号二の規定により算定した額を加えた額）

算式

Ａ×102円＋Ａ×Ｂ×Ｃ×60円＋Ｄ×16,641円

Ｂ×Ｃに小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ａ×Ｂ×Ｃ×60円に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　当該道府県人口

Ｂ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る段階補正係数

Ｃ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る普通態容補正係数

Ｄ　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第７号30に規定する児童扶養手当支給者数

ヘ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額

チ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額のうち福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村に係る額として次の算式により算定した額

算式

Ａ－（Ｂ＋Ｃ）

算式の符号

Ａ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額

Ｂ　当該道府県について、当該年度の測定単位の数値は当該道府県の福祉事務所を設置しない町村に係る人口とし、密度補正に用いる密度は密度補正の算定の基礎を福祉事務所を設置しない町村に係るものとして計算した密度として、算定した生活保護費に係る額（ただし、当該人口が０の場合にあつては、次の算式により算定した額）

算式

158,980×［{ａ＋（ｂ－（ｃ×0.964））×1.016}　×α］

ｃ×0.964、（ｂ－（ｃ×0.964））×1.016及び｛ａ＋（ｂ－（ｃ×0.964））×1.016｝×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号２に定める被生活保護者等の数のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第71条第１項第２号の規定により都道府県が費用を支弁する者並びに同法第73条第１項第１号及び第２号の規定により都道府県が費用を負担する者（以下「居住地不明者等」という。）の数の合計数

ｂ　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号３に定める被生活保護者等の実数のうち居住地不明者等の実数の合計数

ｃ　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数

α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率